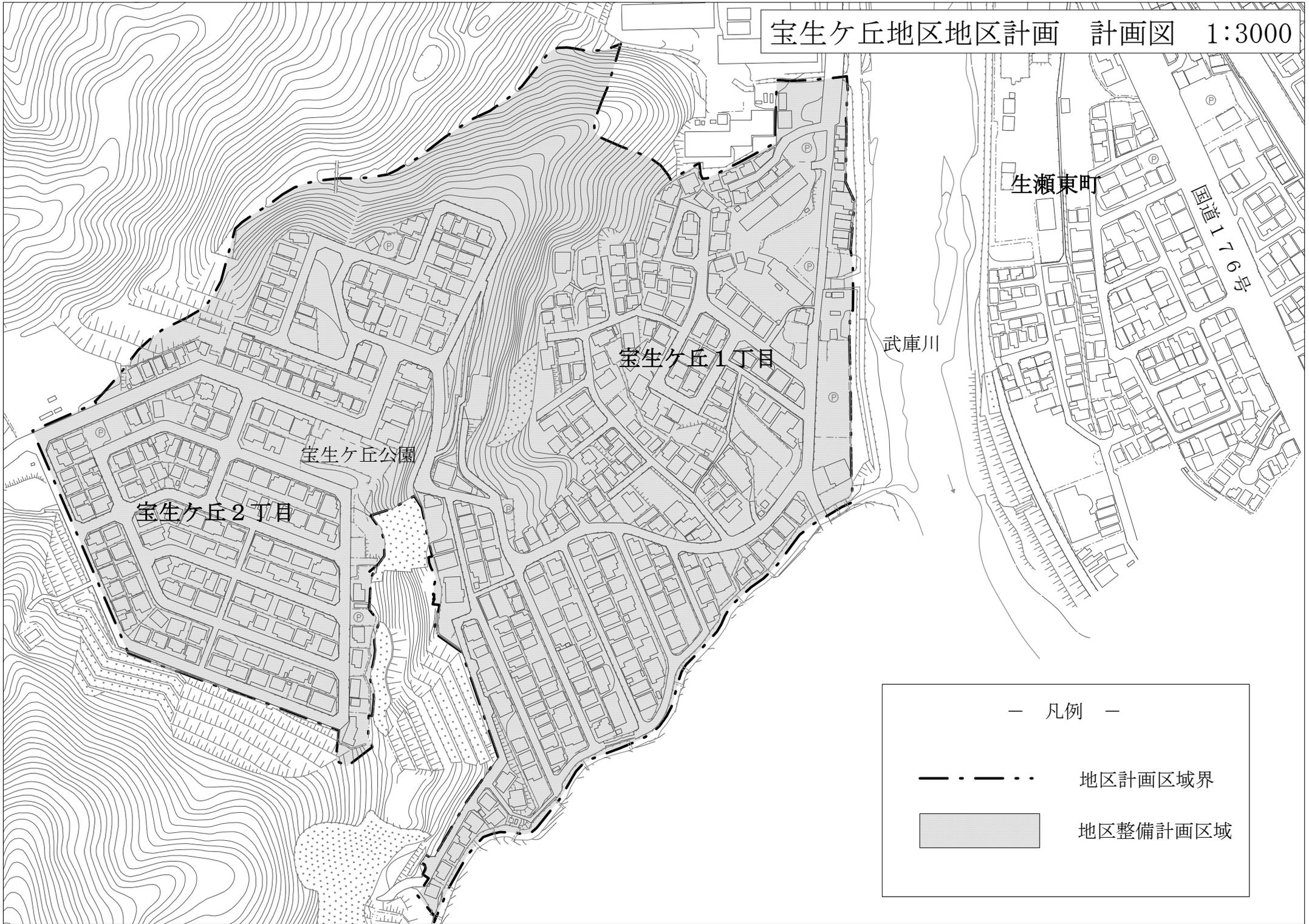


宝生ヶ丘地区地区計画

H29.12.25 決定

名 称		宝生ヶ丘地区 地区計画
位 置		西宮市宝生ヶ丘2丁目の全部、宝生ヶ丘1丁目及び塩瀬町生瀬の各一部
区 域		計画図表示のとおり
面 積		約16.4ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、JR宝塚駅の北西、武庫川右岸の斜面に位置し、地区内の通過交通量は少なく、低層な戸建住宅を主体とした住宅地が形成されている。本地区計画は、こうした地区特性を活かし、戸建住宅を主体とした緑豊かで落ち着いた住環境の維持・保全を図ることを目標とする。
区域の整備 開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区は、低層な戸建住宅を主体とした住宅地を保全、育成するよう土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針	区画道路、公園等の地区施設は、その機能が損なわれないよう維持、増進を図る。
	建築物等の整備の方針	戸建住宅を主体とした緑豊かで落ち着いた住環境を形成するため、建築物の用途の制限、建築物の壁面の位置の制限、建築物等の形態若しくは意匠の制限、垣若しくはさくの構造の制限を定める。
地区整備計画	地区整備計画を定める区域	計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域面積	約16.4ヘクタール
	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 戸建専用住宅</li> <li>2. 専ら居住の用に供する長屋住宅（ただし、3戸以上の場合は1戸当たりの床面積が40平方メートル以上のものに限る。）</li> <li>3. 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</li> <li>4. 共同住宅（ただし、3戸以上の場合は1戸当たりの床面積が40平方メートル以上のものに限る。）</li> <li>5. 社会教育的な活動又は自治活動の目的の用に供するための公民館、集会所その他これらに類する施設</li> <li>6. 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。）</li> <li>7. 診療所</li> </ol>

		<p>8. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物（老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する床面積の合計が150平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>9. 前各号の建築物に附属するもの</p>
	<p>壁面の位置の制限</p>	<p>1. 面積500平方メートル以上の敷地で建築物を建築する場合は、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、2メートルとする。ただし、次に掲げる建築物には適用しない。</p> <p>(1) 戸建専用住宅</p> <p>(2) 2戸以下の共同住宅</p> <p>(3) 2戸以下の長屋住宅</p> <p>(4) 戸建住宅で、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>2. 共同住宅又は長屋住宅で戸数が10以上のものを建築する場合は、外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度は、2メートルとする。</p> <p>3. 次の各号のいずれかに該当する場合には、前2項の規定を適用しない。</p> <p>(1) 外壁等の面から敷地境界線までが2メートルに満たない距離にある建築物又は建築物の部分で外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合。</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物で高さが5メートル以下である場合。</p>
	<p>建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限</p>	<p>1. 建築物の屋根及び外壁その他戸外から望見される部分の形態、意匠及び色彩は、周辺との調和に配慮したものとする。</p> <p>2. 屋外広告物は、美観風致を害さない自己の用に供するもので、表示面積の合計が5平方メートル以下、かつ、高さが4メートル以下のものを3箇所まで敷地内に設置できるものとする。</p> <p>ただし、公共公益上やむを得ないもので、形態、色彩、意匠その他表示方法が美観を害さないものは、この限りではない。</p>
	<p>垣又はさくの構造の制限</p>	<p>道路に面する垣又はさくの構造は、生垣又はメッシュフェンス等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。</p> <p>(1) 門柱及び、意匠上これに付属する部分。</p> <p>(2) コンクリートブロック造等で、高さが1.2メートル以内のもの。</p> <p>(3) コンクリートブロック造等で、前面道路の路面の中心からの高さが2メートル以内のもの。</p>



— 凡例 —



地区計画区域界



地区整備計画区域